

事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 25 日

会 員 各 位

公益社団法人全国老人福祉施設協議会
会 長 石 川 憲

平成 28 年熊本地震による社会福祉施設等に対する介護職員等の 派遣について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、熊本地方を震源とする一連の災害への支援については、各都道府県・指定都市老施協を始め、会員施設各位の温かいご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般、被災地域への介護職員等の派遣に関しまして、厚生労働省から下記の文書が发出されました。全国老施協では、各都道府県・指定都市老施協と連携し、対応を行って参ります。会員施設・事業所におかれましては、所属する都道府県・指定都市老施協と調整を行っていただいたうえ、介護職員等の派遣にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今回取り急ぎ、初動として熊本県との交通アクセスの利便性が高い九州・山口県内からの支援が求められておりますので、お含み置きくださいますようお願いいたします。併せて、第 2 回の呼びかけにつきましては、5 月中旬に行われる予定ですので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 「平成 28 年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について」
2. 「平成 28 年熊本地震による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取り扱いについて」

公益社団法人全国老人福祉施設協議会
事務局（担当：村上、伊藤、國井）
〒102-0093
東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル 7F
TEL：03-5211-7700 / FAX：03-5211-7705
E-mail：js.saigaitaisaku@roushikyo.or.jp

事 務 連 絡

平成28年4月22日

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

平成28年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣依頼について

平成28年熊本地震の発生に伴い、社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について、別添の通り都道府県、指定都市、中核市民生主管部局（熊本県及び熊本市を除く）あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれましては、同内容について、貴会会員に周知いただくとともに、都道府県等から貴会会員に、被災地の介護サービス施設・事業所に対し派遣可能な介護職員、看護師等について登録要請があった場合には、積極的にご登録いただきますようお願い申し上げます。

別添

事務連絡

平成28年4月22日

各 都道府県、指定都市、中核市 民生主管部局 御中
(熊本県及び熊本市を除く)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

平成28年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣依頼について

標記については、平成28年4月17日付事務連絡「高齢者、障害者等の要援護者の緊急的対応及び職員の応援派遣について」により、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保に関し、広域的調整をお願いしているところでもあります。被災地においては、介護職員等が不足する場合があります、他地域からの介護職員等の派遣が可能となるよう、管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に対して、介護職員等の派遣のご協力依頼をしていただきますようお願いいたします。

つきましては、4月28日から5月中に派遣が可能な介護職員等につきまして、「(別紙1)派遣職員調査総括表」及び「(別紙2)派遣職員登録票」に記入いただき、以下の厚生労働省各担当宛てメールにて、送付していただきますようお願いいたします。

なお、介護職員等の派遣に当たっては、被災地の状況や各施設・事業所における具体的な支援内容を踏まえた上で調整を行う必要があるため、関係団体との連携、協力をお願いいたします。

また、職員派遣の経費については、関係機関と調整中ですので、追ってお知らせいたします。

○提出〆切(第1回)

平成28年4月26日(火)17時まで

なお、初動においては、交通アクセスの利便性が高く、熊本県と「九州・山口9県災害時相互応援協定」を締結している九州各県及び山口県内からの支援を考えており

ますので、九州（熊本県を除く）及び山口県内の各県、指定都市、中核市におかれましては、期限までに登録いただきますようお願いいたします。

その他の都道府県等におかれましては、既に介護職員等の派遣を行っている、又は、派遣の準備を行っている管内関係団体があるなど派遣可能職員が把握されている場合には、ご登録ください。

また、5月中旬に第2回の依頼を行う予定ですので、準備をお願いいたします。

○問合せ及び調査結果報告先

高齢者関係施設……老健局振興課基準第二係

中村係長、菊地係員：kikuchi-yuu@mhlw.go.jp

(代表) 03-5253-1111 (内線 3987)

(ダイヤル) 03-3595-2889

(FAX) 03-3503-7894

※ 施設・事業所が別紙2を入力すれば、自動的に別紙1に反映されますので、都道府県、政令市、中核市におかれては、当該別紙1を全施設・事業分集約した上で、別紙1のみ（別紙2不要）メールにて送付頂きますようお願いいたします。

障害児・者関係施設……障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係

久手堅^{くでけん}係員：kudeken-aya@mhlw.go.jp

(代表) 03-5253-1111 (内線 3091)

(ダイヤル) 03-3595-2528

(FAX) 03-3591-8914

児童・母子・婦人関係施設……雇用均等・児童家庭局家庭福祉課予算係

武居係長：takei-takahiro@mhlw.go.jp

中谷係員：nakatani-saori@mhlw.go.jp

(代表) 03-5253-1111 (内線 7887)

(ダイヤル) 03-3595-2504

(FAX) 03-3595-2663

生活保護関係施設……社会・援護局保護課予算係

加藤係長、大橋係員：hogo-yosan@mhlw.go.jp

(代表) 03-5253-1111 (内線 2824)

(ダイヤル) 03-3595-2613

(FAX) 03-3592-5934

派遣職員登録票

都道府県 指定都市 中核市		經由団体名	
施設・ サービス種別	施設・ 事業所名	TEL	
		FAX	
		MAIL	
担当者 (役職)	住所		

平成28年 月 日現在

施設等連絡先

	派遣可能期間	派遣可能な職員の職種	性別	年齢	備考
例	〇月〇日～〇月〇日 (〇日間)	ホームヘルパー	男	30	
1	2016/4/28 ~ 2016/5/31 34 日間				
2	~ 1 日間				
3	~ 1 日間				
4	~ 1 日間				
5	~ 1 日間				

※以下の場合には、恐縮ですが、シートをコピーするのではなく、本エクセルファイル自体をコピーしてご記入ください。

①施設・サービス種別が異なる場合、②5名を超えて登録いただける場合

※4月28日から5月中に派遣が可能な職員について、ご記入ください。

事 務 連 絡
平成 2 8 年 4 月 2 3 日

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

平成 28 年熊本地震による社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて

平成 28 年熊本地震による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて、別添の通り各都道府県・指定都市・中核市民生主管課長あてに事務連絡を発出させていただきました。

貴会におかれましては、同内容について、貴会会員に確実に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

別添

事務連絡

平成 28 年 4 月 22 日

都道府県
各 指定都市 民生主管課長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

平成 28 年熊本地震による社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて

介護職員等の派遣については、本日付事務連絡により派遣が可能な介護職員等の登録を依頼しているところですが、派遣職員に係る費用の取扱いについては、東日本大震災と同様の措置をする予定ですので、管内関係団体及び社会福祉施設等に周知されますようお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 2 3 年 4 月 1 5 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 災害救助主管課長 殿
民生主管課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて

介護職員等の派遣については、平成23年3月22日付事務連絡等によりお知らせしているところですが、今般、改めて派遣職員に係る費用の取扱いを以下のとおり整理したので、管内関係団体及び社会福祉施設等に周知されますようお願いいたします。なお、被災県におかれては、派遣先の社会福祉施設等の被災状況等に応じて適切な支援等を実施されますとともに、県内市町村への周知をお願いいたします。

1 社会福祉施設等への派遣

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

介護職員等の派遣要請を行った社会福祉施設等（以下、「派遣要請施設」という。）に対しては、施設種別毎に介護サービス費、自立支援給付又は措置費（運営費）（以下「介護サービス費等」という。）が支弁されています。定員を一時的に超過して要介護者等を受け入れた場合、当該超過人数分に対応した介護サービス費等が支弁されることとなります。

そのため、派遣職員に係る人件費については、派遣要請施設が介護サービス費等から支払うことを原則とします。

イ 旅費等

介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費（実費）は、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

ア 人件費

派遣要請施設の当面の負担を軽減するため、介護職員等を派遣した施設（以下、

「派遣元施設」という。)が立替払いをすることを原則とします。

なお、人件費の金額及び精算方法等については、派遣元施設と派遣要請施設間の協議により、決定することとなります。

イ 旅費等

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することになります。このため、派遣元施設で立替払いをすることを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることになるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

2 福祉避難所への派遣（社会福祉施設等で避難者を受け入れている場合を含む）

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

福祉避難所への介護職員等の派遣に要する人件費（実費）は、概ね要援護者（原則として、身体等の状況が社会福祉施設等へ入所に適する程度の者（要介護者等）は除く。）10人につき1人の相談等に当たる介助員等の配置に要する経費として、災害救助費から支弁されます。要援護者の状況等に応じて介助員等の配置数については、柔軟に対応して差し支えありません。なお、支弁対象となる避難所は、あらかじめ福祉避難所として指定されている避難所に限らず、当該要援護者が避難している場合（社会福祉施設で当該避難者を受け入れている場合を含む）でも、福祉避難所として扱うことが可能です。

イ 旅費等

福祉避難所に対する介護職員等の派遣に要する旅費及び宿泊費（実費）は、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

災害救助法に基づき、介護職員等の派遣後に、派遣元施設がその施設の所在都道府県を通じて派遣要請施設の所在被災県に請求し、精算することになります。このため福祉避難所への派遣に要する人件費及び旅費等については、派遣元施設で立替払いをしていただくことを原則とします。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることになるため、可能であれば、派遣元施設の所在都道府県において立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元施設の所在都道府県において一括して派遣要請施設の所在被災県等との協議を行う等、派遣元施設の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

(3) 留意点

避難所に避難している要援護者のうち身体等の状況が社会福祉施設等への入所に適する程度の者（要介護者等）に対して、緊急に入所できる施設等が確保できない場合や在宅サービスの提供体制が整わない場合は、上記で避難所に配置された介助員等により対応することが可能となります。この場合、早期に社会福祉施設等への入所や在宅サービスの利用等への支援を行うようお願いします。

更に、今回の災害では、社会福祉施設等自体が被災し、やむを得ずその場所に施設利用者や職員がとどまる形で避難している状況が想定されます。この場合についてもその場所を福祉避難所として扱うことが可能ですので申し添えます。

3 その他

福祉避難所として避難者（社会福祉施設等の入所者は除く。）を受け入れている社会福祉施設等は、避難者に対して食事等の提供、被服・寝具等の支給等を行った場合、これらの経費についても災害救助費の対象となります。費用の請求については、所在地の都道府県又は市町村に行うことになります。